

【第10期】福岡県感染拡大防止協力金（令和3年8月1日～8月19日）

協力金・要件確認フローチャート

北九州市、福岡市
久留米市、福岡地域*1

福岡県内の要請対象施設を運営している法人又は個人事業主ですか？

（ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場は要請の対象外です。）

はい

当該施設は、営業に必要な許認可を取得していますか？（食品衛生法の飲食店営業許可など）

はい

通常の営業時間において、

A 20時～朝5時までの時間帯に営業していましたか？

B 21時～朝5時までの時間帯に営業していましたか？

A

福岡コロナ警報の要請期間 8月1日

時短営業（営業時間5時～21時）及び酒類提供は、11時から20時30分オーダーストップ、及びカラオケ設備の利用取り止めに応じていますか？

※休業している施設は、「はい」に進んでください。

はい

まん延防止等重点措置の要請期間 8月2日～8月19日*2

時短営業（営業時間5時～20時）、及び酒類提供のとりやめ、及びカラオケ設備の利用取り止めに応じていますか？

※休業している施設は、「はい」に進んでください。

はい
※通常の営業時間はA

はい
※通常の営業時間はB

協力金の対象
（対象期間 8/1～8/19）

協力金の対象
（対象期間 8/2～8/19）

協力金の対象外
（申請できません）

※申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。

*1 福岡地域：筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）

*2 8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じた場合が対象となります。

協力金・要件確認フローチャート

その他市町村

福岡県内の要請対象施設を運営している法人又は個人事業主ですか？
 （ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場は要請の対象外です。）

はい

いいえ

当該施設は、営業に必要な許認可を取得していますか？（食品衛生法の飲食店営業許可など）

いいえ

はい

通常の営業時間において、21時～朝5時までの時間帯に営業していましたか？

いいえ

はい

福岡コロナ警報の要請期間 8月1日
 時短要請（営業時間5時～21時）、及び酒類提供は、11時から20時30分オーダーストップ、及びカラオケ設備の利用取り止めに応じていますか？※休業している施設は、「はい」に進んでください。

いいえ

はい

まん延防止等重点措置の要請期間 8月2日～8月19日*
 時短要請（営業時間5時～21時）、及びカラオケ設備の利用取り止めに応じていますか？※休業している施設は、「はい」に進んでください。

いいえ

はい

酒類の提供を取り止めていますか？
 ※休業している施設は「はい」に進んでください。

いいえ

感染防止宣言ステッカーを取得していますか？

いいえ



はい

感染防止対策の自己チェック表の全項目を満たし、リストを掲示していますか？

いいえ

はい

酒類提供は、11時から20時オーダーストップとし、4人以下のグループに限って提供していますか？

はい

はい

いいえ

協力金の対象
 （申請できます）

協力金の対象外
 （申請できません）

※申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。

* 8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じた場合が対象となります。